

筑紫野市マスコットキャラクターつくしちゃん着ぐるみ貸出要綱

(平成 27 年 8 月 20 日要綱第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、筑紫野市を広く PR するため、筑紫野市マスコットキャラクターつくしちゃんの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業である場合は、着ぐるみの貸出(以下「貸出」という。)を行うことができる。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 営利を主たる目的としない事業
- (3) 広く市民を対象とする事業
- (4) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのない事業
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で行う事業
- (6) その他市長が貸出を適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を行わない。

- (1) 筑紫野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 筑紫野市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が貸出について不適当と認めたとき。

(貸出の期間)

第 3 条 貸出の期間は、7 日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第 4 条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(申込手続)

第5条 貸出を希望する者(以下「申込者」という。)は、貸出を受けようとする日の10日前までに、着ぐるみを使用する事業の内容が分かる書類を添付して着ぐるみ貸出申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(貸出の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、審査の上、承認又は不承認を決定し、着ぐるみ貸出承認(不承認)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、貸出の承認に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 着ぐるみの運搬に係る費用を負担すること。
- (3) 承認内容及び筑紫野市マスコットキャラクターつくしちゃん着ぐるみ使用マニュアル(平成27年8月17日制定)に従って使用すること。
- (4) 火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時等に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (7) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 市長は、貸出の承認を受けた者(以下「借受者」という。)がこの要綱に違反したときは、前条第1項の規定による承認を取り消すとともに、当該借受者へ貸出を行っていたときは、直ちに、返却を求めなければならない。この場合において、借受者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により貸出の承認を取り消したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第3号)により借受者に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により取り消すことができる。

(返却)

第8条 借受者が着ぐるみを返却するときは、着ぐるみ返却届兼使用状況報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(原状回復)

第9条 市長は、借受者が着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、借受者の負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復すよう命じなければならない。ただし、災害その他の借受者の責めに帰さない場合は、この限りでない。

2 市長は、借受者が着ぐるみを紛失、焼失若しくは盗難又は補修困難な状態まで損傷した場合は、借受者に実費の弁償を命じなければならない。ただし、災害その他の借受者の責めに帰さない場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。